質　問　書

2023 年 5 月 29 日

「カンボジア国サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト（サイバーセキュリティ）及びフィリピン国サイバーセキュリティ能力開発（サイバーセキュリティ）」（公示日：2023 年 5 月 17 日／公示番号：23a00081）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	3頁： 第1章企画競争の手続き/ 5. 競争参加資格/（4）競争参加資格要件の確認/2）提出書類	「i) 本件契約において現地法人・子会社・関係会社等との機密情報のやりとりの予定の有無、情報のやり取りの予定がある場合はその会社名と、情報のやり取りの際に基づく規定・社内ルール 」 について、「現地法人」とはカンボジア国またはフィリピン国に所在する法人全般を指しますでしょうか。 あるいは、現地に所在する弊社関連法人を指しますでしょうか。	現地に所在する貴社関連法人を指します。
2	8 頁： 第4条2，（2）（ア）	カンボジア及びフィリピン国に対し専任の主担当を配置するとし、カッコ内に例示として副業務主任がフィリピンを担当する等としてあります。 38 頁の配点表には、カンボジアの管理グループに副業務主任を充てるとの記載があるが、これは例示でありどちらでもよいとする意味でよいでしょうか。	全体業務のうちカンボジアにおける業務が、フィリピンにおける業務を大きく上回ることが想定されていることから、業務全体を総括・管理する業務主任がサイバーセキュリティ技術（カンボジア）を担うことを想定しています。しかしながら、副業務主任が、契約約款上、業務主任者を代理することは可能ですので、副業務主任者がサイバーセキュリティ技術（カンボジア）を担当されることを含め、最適な要員計画をご提案願います。
3	8 頁： 第4条2、（2）（イ）	カンボジアに体制として JICA の専門員（ICT 分野）を短期専門家派遣として、さらに長期専門家（業務調整/サイバーセキュリティ技術）が派遣され両専門	記載に不足がございましたが、ご理解の通り、25 頁、別紙２共通留意事項【2】選択項目の「他の専門家との協働」の箇所は、カンボジアの案件のみ

		家と連携するとされています。また、同項（ウ）ではフィリピンには短期専門家や長期専門家は不在であるとしています。 一方、25 頁に記載の＜共通留意事項2他の専門家との協働には本契約とは別に長期・短期専門家派遣予定＞との記述があるが、これはカンボジアだけに該当すると考えてよいでしょうか。	該当となります。 ただし、フィリピンの案件においても JICA の専門員（ICT 分野）は年数回（各回1週間程度）の出張が予定されています。JICA の専門員（ICT 分野）とプロジェクト開始前やプロジェクト期間中に円滑に業務を推進するために情報交換等連携されることが期待されています。
4	11項 （3）成果3に関わる活動/活動3-2	「国際標準や他国のサイバーセキュリティ政策・法律等を机上調査とスタディツアーを通じて研究する」とありますが、この「スタディツアー」は本件業務内で企画・実施すべきものでしょうか。それとも本件業務とは別に実施し、本件業務の専門家も同行すべきものでしょうか。またその際の見積は本見積または別見積に計上するのでしょうか。	スタディツアーは本業務内で企画・実施することを想定しています。先方のニーズや実情に合わせ、本契約とは別に派遣予定である短期専門家（チーフアドバイザー）、長期専門家と相談しながら計画することを予定しています。なお、フライトや滞在先の確保および旅費の支出等の実務的な調整は長期専門家が担う予定です。本件業務の専門家はスタディツアーに同行することを想定しています。また、必要な場合は長期専門家、短期専門家（チーフアドバイザー）も同行します。 見積については、渡航先や実施回数も確定していないため、費用については本契約の見積に含めず、別見積として提示をお願いします。その際には、本スタディツアーに係る費用が明示的に分かるように記載をお願いします。
5	12 項 第2章　特記仕様書案 第5条　業務の内容 フィリピン国「サイバーセキュリティ能力開発」	「活動 1-2：セキュリティ研修を実施する」の中で「研修内容及び想定規模」として実施回数が「24 回～30 回程度を想定」と記載されています。これは同じ内容を 24~30 回実施する想定でしょうか。それとも、毎回異なる内容を実施する想定でしょうか。複数	提供する研修の計画は、事業開始後に研修対象者のセキュリティ業務上の役割、現在の能力、今後習得すべき能力等を把握してから、策定します。研修対象者のニーズや状況に合わせて研修を実施するため、異なる内容の研修を 1 回ずつ

	（1）成果1に関わる活動	内容を複数回ということであれば、具体的な想定を教えてください。	実施する場合と、同一内容の研修を複数回実施する場合があります。例えば、商用研修であれば、EC-Council, CompTIA 等が提供する基本的な研修を実施する際は受講者が多くなることが想定されるので、1回の研修の人数を調整するために同じ研修を複数回異なる対象者に実施します。逆に高度な技術的研修を実施する場合は、受講者が少なくなると想定されるので1回のみの実施となる可能性があります。
6	12 項 第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 フィリピン国「サイバーセキュリティ能力開発」 （1）成果1に関わる活動	「活動 1-2： セキュリティ研修を実施する」の中で「研修内容及び想定規模」として実施回数が「24 回～30 回程度を想定」と記載されています。これは、参加者が毎回異なるということでしょうか。又は、内容が異なる（難易度が異なる等）で同じ参加者に対する研修を想定していますでしょうか。	No.5 にて回答した通りです。
7	12 項 第2章 特記仕様書案 第5条 業務の内容 フィリピン国「サイバーセキュリティ能力開発」 （2）成果2に関わる活動	「活動 2-1： セクター毎の調整・連携スキームに関する助言を行う」と記載されていますが、現時点で想定されるセクター分野（金融、電力、交通等）があれば教えて下さい。	現時点、対象とするセクターは特定していません。
8	18 項 3.事業内容/(7)投入（インプット/3）カンボジア側/本件実施のためのサービスや設備、現地経費の提供	「研修用会場設備」が含まれていますが、本件業務で実施されるすべての研修（普及啓蒙活動を含む）について、研修用会場設備が提供されるのでしょうか。 設備には、お茶などのサービスも含まれますか。	研修やセミナーの種類によっては会場を C/P 側が提供することもありえます。ただし、研修を現地研修企業に再委託した場合は、委託先が準備することになります。また、研修規模が大きい場合はプロジェクトにて研修会場を準備する必要があるケースもございます。そこで、第3章4.（4）定

			額計上についての1. 現地研修に会場借上費を含めています。なお、C/P が提供する場合でも、研修用会場設備自体にお茶などのサービスは含むとの約束はされていません。
9	25項 別紙2 共通留意事項	「案件が明示されていない項目は両国の案件に対して適用される。」と記載されていますが、28 ページまで個別に案件が明示されている箇所がありません。これは 25~28 ページ全てがカンボジア・フィリピン両国に適用されるということでしょうか。その場合、「発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び短期専門家を派遣予定である。」と書かれていますが、23 ページの「事業実施体制」には含まれておりません。どちらが正しいと理解すべきでしょうか。	記載に不足がございました。以下の通り訂正いたします。 【別紙 2 共通留意事項】 • 【1】必須項目「討議議事録（R/D）に基づく実施」と【2】選択項目「他の専門家との協働」の箇所は、カンボジアおよびフィリピンに該当する事項です。No.3 の回答を参照ください。 【別紙 3 共通業務内容】 • 別紙 3 共通業務内容の 1. 業務計画書およびワークプランの作成/改訂について、「カンボジアについては「業務計画書」、フィリピンについては、「業務計画書」及び「ワークプラン」を作成願います。 • 「3. 合同調整員会（JCC）の開催支援」については、カンボジアおよびフィリピンに該当する事項です。カンボジアは「プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordination Committee）」を、フィリピンは「それに類する案件進捗・調整会議」を開催することになります。 • 「4. 成果指標のモニタリング及びモニタリングシートの作成」についての記載事項は、カンボジアに該当します。フィリピンは、6 ヶ月

			毎に進捗管理報告書を作成いただきモニタリングシートに替えます。 • 「6. 事業完了報告書/進捗報告書の作成」についての記載事項は、カンボジアに該当します。フィリピンは、事業完了報告書の代わりに業務完了後に専門家業務完了報告書を作成いただきます。
10	25 頁: 別紙2 共通留意事項 1 必須項目	本業務は、R/D に基づき実施するとありますが、プレ公示「その他の留意事項」にはカンボジアは既に締結済み、フィリピンは締結自体が無いものとの記載がある。R/D はカンボジアのみと考えてよいでしょうか。	フィリピンの案件については、個別専門家案件であり、R/D 締結がなく、カンボジアのみ R/D に基づく実施となります。
11	30 頁: サイバーセキュリティ技術（フィリピン）④業務主任者としての経験 38 頁: プロポーザル評価配点表 3. 業務従事予定者の経験・能力（2）業務従事者の経験・能力：サイバーセキュリティ技術（フィリピン）	30 頁では④「業務主任者としての経験」を要件とする記載がありますが、38 頁 3.「（2）業務従事者の経験・能力：サイバーセキュリティ技術（フィリピン）」で挙げられているア）~エ）には「業務主任者としての経験」が含まれておりませんので、どちらの要件が必須となるかご教示頂ける様お願い致します。	記載に不備がありました。38 頁 プロポーザル評価配点表に沿い、業務主任者としての経験は不要です。

以 上